

議案第70号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定する。

平成29年12月11日提出

加西市長 西村 和平

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第1号中「加算した額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の右に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の40」の右に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。

附則第11項中「勤勉手当減額対象額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.275」の右に「、12月に支給する場合には100分の1.425」を加え、「にあつては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは」に改め、「100分の85」の右に「、12月に支給するときは100分の95」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	142,600	162,700	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
2	143,700	164,200	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
3	144,900	165,700	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
4	146,000	167,200	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
5	147,100	168,600	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
6	148,200	171,300	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
7	149,300	173,900	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
8	150,400	176,500	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
9	151,500	179,200	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
10	152,900	180,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
11	154,200	182,600	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
12	155,500	184,300	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
13	156,800	185,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
14	158,300	187,600	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400

15	159,800	189,400	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
16	161,400	191,100	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
17	162,700	192,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
18	164,200	194,500	222,700	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	165,700	196,300	224,700	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
20	167,200	198,100	226,700	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	199,700	228,900	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	201,500	230,500	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	203,300	232,000	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	205,100	233,600	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	206,800	235,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	208,600	236,800	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	210,400	238,300	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	212,200	239,900	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	213,600	241,200	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	215,400	242,700	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	217,100	244,300	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	218,900	245,700	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	220,600	247,200	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	222,300	248,700	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	223,900	250,000	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	225,500	251,400	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	227,000	252,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	228,700	254,600	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	230,300	256,300	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	231,900	258,100	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	233,100	259,700	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	234,600	261,500	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	236,000	263,200	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	237,300	264,900	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	238,600	266,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	239,800	268,800	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	240,800	270,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	242,000	272,400	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	243,300	274,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	244,500	276,000	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	245,700	277,900	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	247,000	279,600	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	247,900	281,200	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	249,300	283,100	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	250,700	284,900	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	252,200	286,800	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	253,600	288,400	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	255,000	290,100	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	256,400	291,900	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	257,700	293,700	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	258,900	295,300	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	260,200	297,000	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	261,600	298,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	262,900	300,100	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	264,100	301,700	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	265,200	303,400	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	266,500	305,000	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	267,800	306,700	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	268,800	307,700	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	269,900	309,200	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	271,200	310,700	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	272,500	312,300	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	273,500	313,900	333,100	371,100	387,000	406,800	

74	235,300	274,500	315,500	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	275,400	317,100	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	276,500	318,600	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	277,600	320,100	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	278,600	321,300	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	279,500	322,500	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	280,500	323,700	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	281,100	324,400	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	282,000	325,300	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	282,700	326,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	283,600	326,900	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	284,600	327,800	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	285,400	328,200	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	286,200	328,900	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	287,000	329,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	287,800	330,500	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	288,300	331,200	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	288,700	331,900	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	289,200	332,600	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	289,300	333,100	341,800	380,600	392,600	
94		289,700	333,700	342,200			
95		289,900	334,200	342,700			
96		290,300	334,800	343,100			
97		290,500	335,100	343,200			
98			335,600	343,700			
99			336,000	344,100			
100			336,500	344,400			
101			336,900	344,700			
102				345,100			
103				345,500			
104				345,900			
105				346,400			
106				346,800			
107				347,200			
108				347,600			
109				348,100			
110				348,500			
111				348,800			
112				349,100			
113				349,600			

〔備考〕 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（条例第11条関係）

再任用職員給料表

職務の級	給料月額
1級	151,200
2級	187,300
3級	214,800
4級	254,800
5級	274,200

第4条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項中「及び附則第 8 項第 2 号」を削り、「及び第 29 条の 3」を「及び第 29 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「においては」を「には」に改め、同条第 4 項中「。附則第 8 項第 2 号において同じ。」を削る。

第 30 条第 1 項中「及び附則第 8 項第 3 号」を削り、同条第 2 項第 1 号中「及び附則第 8 項第 3 号」を削り、「、6 月に支給する場合には 100 分の 85、12 月に支給する場合には 100 分の 95」を「100 分の 90」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 40、12 月に支給する場合には 100 分の 45」を「100 分の 42.5」に改める。

附則第 8 項から第 11 項までを削り、第 12 項を第 8 項とし、第 13 項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第 3 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「第 3 条改正後の一般職給与条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は第 3 条改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年加西市条例第 29 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は第 3 条改正後の一般職給与条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 6 項の規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年加西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 13 年加西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 項を削る。

(審議資料)

平成29年度人事院勧告に準じ、特別職及び一般職の給料、手当について改正を行うほか、関係条例の所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) 特別職の期末手当の改正 (第1条・第2条)

- ・ 期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる (年間4.3月→4.4月)

	6月期	12月期
29年度	2.075月	<u>2.325月</u> (現行2.225月)
30年度以降	<u>2.125月</u>	<u>2.275月</u>

(2) 一般職員の給与改正 (第3条・第4条)

- ・ 若年層に重点を置いて給料表水準を引き上げる (平均0.2%, 平成29年4月に遡及)
- ・ 勤勉手当を0.1月分引き上げる (年間4.3月→4.4月)

職員	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
勤勉手当	0.85月	<u>0.95月</u> (現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	<u>0.90月</u>	<u>0.90月</u>